

公営企業の抜本的な改革の取組状況(令和5年3月31日時点)

団体名	業種名	事業名	施設名
宇多津町	下水道事業	公共下水道	—

実施状況

抜本的な改革の取組							現行の経営 体制を継続
事業廃止	民営化・ 民間譲渡	地方独立 行政法人 への移行	広域化等	民間活用			
				指定管理者 制度	包括的 民間委託	PPP/PFI方式 の活用	
			●				

抜本的な改革の取組状況

取組事項	(下水道事業)広域化等				
実施済		(実施類型) 汚水処理施設の 統廃合 処理場廃止あり 処理場廃止なし	(取組の概要) <div style="border: 1px solid black; height: 60px;"></div>	(実施(予定)時期) 年 月 日	
実施予定		公共下水・流域下 水の統合 公共下水同士 の統合 集落排水・公共下水と の統合 特環下水と公共下 水との統合 その他			
		汚泥処理の 共同化 維持管理・事務 の共同化 最適な汚水処理施設 の選択(最適化)			
		(取組の効果額) 百万円(年)	(取組の効果額内訳) <div style="border: 1px solid black; height: 40px;"></div>		
検討中	●	(取組の概要) 県を主体として、県関係各課、 県内市町及び一部事務組合に よる汚水処理の事業運営に係 る広域化・共同化計画の策定 に向けて検討を実施している。 本県の汚水処理事業の「広域 化・共同化」については、全県 的な組織や経営の統合を目指 すものではなく、共通の課題を 抱える事業者が一体となり、よ り効率的な汚水処理事業の事 業経営を目指すものであり、実 施可能な範囲で広域化・共同 化を進めるものである。		(検討状況・課題) 平成30年10月に開催された、県内全ての汚水処理事業者によ る「香川県汚水処理事業の効率化に向けた検討会」に参加し、 「広域化・共同化」に向けて検討体制を構築して協議を重ねてき た。そのなかで、一定の方針が定まったことから、協議の一層 の推進や法的な位置付けを明確にするため、下水道法第31条 の4で規定する法定協議会を令和2年6月に設置し、検討を進め ている。	